



# 労基署便り 2016 No.8

大河原労働基準監督署



## ◎ 平成 28 年労働災害発生状況（1 月～10 月）

	大河原署管内			宮城局管内		
	H27	H28	前年比	H27	H28	前年比
<b>製造業計</b>	<b>37</b>	<b>42</b>	<b>5</b>	<b>309 (3)</b>	<b>369 (3)</b>	<b>60</b>
食料品製造業	12	10	-2	135	165 (1)	30
機械金属製造業	12	17	5	88 (1)	113	25
<b>建設業計</b>	<b>17</b>	<b>27 (1)</b>	<b>10</b>	<b>295 (3)</b>	<b>339 (5)</b>	<b>44</b>
土木工事業	5	10 (1)	5	85 (1)	110 (4)	25
建築工事業	11	15	4	178 (2)	195 (1)	17
その他の建設	1	2	1	32	34	2
<b>運輸交通業計</b>	<b>11</b>	<b>5</b>	<b>-6</b>	<b>263 (3)</b>	<b>278</b>	<b>15</b>
道路貨物運送業	10	4	-6	224 (3)	229	5
<b>商業</b>	<b>13</b>	<b>23</b>	<b>10</b>	<b>286</b>	<b>316</b>	<b>30</b>
<b>全産業</b>	<b>120 (1)</b>	<b>132 (2)</b>	<b>12</b>	<b>1,763 (16)</b>	<b>1,855 (13)</b>	<b>92</b>

※ 休業4日以上<sup>の</sup>死傷労働災害（労働者死傷病報告による）。前年比は死傷者数。（人）

※（ ）は内数で死亡者数 ※機械金属製造業は、鉄鋼業・金属製品・一般機械・電気機械・輸送機械製造業の合計。

### 12 月から「宮城における年末・年始労働災害防止強化運動」を展開します！ ～ 職場における安全衛生管理活動を活性化しましょう。～

年末・年始は各種作業の輻輳、清掃・保守点検など非定常作業の増加などで慌ただしくなり、労働災害を一層招来させるおそれがあるとともに、日照時間が短くなることに伴う視界不良、寒冷や降雪による路面・屋外通路の凍結などによる転倒災害や交通労働災害、さらには、過重労働による健康障害なども懸念されることから、宮城労働局では、平成 28 年 12 月 1 日から平成 29 年 1 月 31 日の期間に「宮城における年末・年始労働災害防止強化運動」を展開しています。

については、上記趣旨を御理解いただくとともに、実効ある労働災害防止活動を積極的に展開されますようお願いいたします。

- ① 経営トップによる**安全衛生方針の決意表明**及び**安全衛生パトロール**の実施
- ② 安全管理者、衛生管理者、産業医、安全衛生推進者等の選任と職務の確実な遂行
- ③ 安全衛生管理活動の点検・評価及び新年（度）の安全衛生管理年間計画の作成及び実施
- ④ 安全朝礼、作業開始前の TBM、4S 活動、KY 活動の励行及び安全な作業方法の周知徹底
- ⑤ リスクアセスメントの取組など自主的安全衛生管理活動の実施
- ⑥ 凍結・積雪による滑り等による**転倒災害防止対策**の実施
- ⑦ トラック荷台、はしご・階段等からの墜落・転落災害防止対策の実施
- ⑧ 機械による「はさまれ・巻き込まれ災害」の防止対策、機械設備の作業前点検等の実施
- ⑨ 「交通労働災害防止のためのガイドライン」に基づく交通労働災害防止対策の実施
- ⑩ 「みやぎ復旧・復興工事ゼロ災運動」（第 5 次）による労働災害防止対策の実施
- ⑪ 健康診断結果に基づく適切な事後措置の実施、
- ⑫ メンタルヘルス対策・過重労働対策の推進、ストレスチェック制度の普及促進
- ⑬ 化学物質による健康障害防止対策の推進、受動喫煙防止対策の促進
- ⑭ 高齢労働者の安全対策、「職場における腰痛予防対策指針」に基づく腰痛予防対策の実施
- ⑮ 「年末・年始労働災害防止強化運動」用**ポスターの掲示**、安全衛生旗の掲揚等運動の見える化

冬期間は積雪・凍結等を原因とする転倒災害が多発します。  
～会社全体で冬期間の**転倒災害防止**に取り組みましょう～

冬期間（12月～3月）は、**積雪・凍結**といった通路・路面の悪条件から、転倒災害が他の期間の**1.4倍以上に増加**し、その**7割が手足等の骨折**を伴っています。

業種別では、小売・卸売などの商業、製造業、運輸交通業、社会福祉施設、接客娯楽業、清掃・と畜業で多発傾向にあります。

積雪・凍結による転倒災害の7割は、**午前4時台～11時台**に発生しています。会社敷地内（建物間の通路、構内、駐車場）では、①降雪後の除雪、②凍結防止剤または滑り止め（砂など）の散布、③積雪・凍結箇所に「凍結転倒注意」等の掲示、④滑りにくい（滑り止めの付いた）靴の着用推奨などの予防策を図ってください。



**特定最低賃金（＝産業別最低賃金）が12月15日に改正！  
該当業種の事業場はしっかりチェックウーッ！！**

特定最低賃金（＝産業別最低賃金）が平成28年12月15日に次のとおり改正されます。制度、実際の運用について不明な点がございましたら、監督署までお問い合わせください。

適用される業種	改正前 (H28.12.14まで)	改正後 (H28.12.15から)
鉄鋼業	827円	847円
電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	783円	798円
自動車小売業	795円	815円

**建設業者の皆様へ～労働者からの相談・申告が急増しています～**

本年10月以降、建設業で働いていた方々からの相談や監督署の調査指導を求める申告が急増しています。

その多くが、「定期賃金が支払われない。」「会社都合で休業（待機）させられたのに、賃金補償（休業手当）が支払われない。」「工事がなくなったということで急に解雇された。」などの法令違反を内容とするものです。

このため、当署においては、労務管理に関する監督指導を強化しています。

事業主の皆様におかれましては、労働基準関係法令の遵守を徹底していただくとともに、下請業者への指導及び注意喚起をお願いいたします。

**【研修会情報】～いずれも参加費無料です。詳しくは監督署までお問い合わせください。～**

- 12/9(金) 13:30～ **仙南地区労働災害防止連絡会議 安全管理研修会**（大河原土木事務所と共催）  
内容：建設工事における労働災害発生状況、安全衛生管理等  
会場：宮城県大河原合同庁舎 4階大会議室
- 12/14(水) 13:30～ **宮城県採石場現場管理講習会**（大河原地方振興事務所と共催）  
内容：労務管理、労働災害防止対策、採石法現場管理、終掘後の環境管理  
会場：宮城県大河原合同庁舎 4階大会議室

発行：大河原労働基準監督署（TEL0224-53-2154）柴田郡大河原町字新東 24-25

労働条件や安全衛生の確保・改善、労災補償等についてご不明な点やお悩みのことがあれば、お気軽にご相談ください。  
労働条件関係は監督課、労働災害防止・健康確保対策関係は安全衛生係、労働保険料・労災保険関係は労災係まで。